

兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会の刊行物に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会会則(昭和49年7月16日) (以下「会則」という。)第18条の規定に基づき、会則第3条第1項第1号に掲げる機関誌(以下「機関誌」という。)及び不定期刊行物の発行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(刊行物の種類)

第2条 兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会(以下「本会」という。)は、会則第3条第1項第1号に掲げる機関誌のほか、次の各号に掲げる不定期刊行物を発行する。

- (1)「研究年報」
- (2)「研究叢書」
- (3)「研究資料」及び「WORKING PAPER」
- (4)「DISCUSSION PAPER」

(発行の趣旨)

第3条 機関誌及び前条に掲げる不定期刊行物(以下「刊行物」という。)の発行の趣旨は、それぞれ次の各号のとおりとする。

- (1)刊行物は、兵庫県立大学国際商経学部、社会情報科学部、社会科学研究科及び情報科学研究科で行われた研究成果を発表する。
- (2)「商大論集」社会科学に関する個人研究及び共同研究の成果を発表する。
- (3)「人文論集」人文科学及び自然科学に関する個人研究及び共同研究の成果を発表する
- (4)「研究年報」共同の実験的及び調査的研究の成果を発表する。
- (5)「研究叢書」独創的研究の成果であって、商業的出版を著しく困難と認められるものを発表する。
- (6)「研究資料」及び「WORKING PAPER」研究の進展と交流を促進するために研究の過程又は成果を、迅速かつ簡易な方法で印刷して発表する。「研究資料」は和文とし、「WORKING PAPER」は欧文とする。
- (7)「DISCUSSION PAPER」研究の進展と交流を促進するために研究の過程又は成果を公刊行に先立って、迅速かつ簡易な方法で発表する。同一内容又は一部を修正した論文の公刊はこれを妨げない。作成及び発行は電子媒体で行うこととする。

(執筆者)

第4条 刊行物の執筆者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)正会員
- (2)準会員
- (3)名誉会員

ただし、次に掲げる制約を受けるものとする。

ア 執筆できる刊行物は、「商大論集」「人文論集」「研究資料」「Working Paper」とする。

イ 執筆は、一回計年度において、いずれかの刊行物1回とする。

ウ 掲載に際しては、原稿掲載料(4千円)を支払うこと。

エ 刊行物への執筆は、運営委員会の承認を得なければならない。

- (4)学生会員

ただし、次に掲げる制約を受けるものとする。

ア 執筆できる刊行物は、「DISCUSSION PAPER」及び「商大論集」とする。

イ 掲載には、別に定める本人による申請書と指導教員(正会員)による推薦書の提出に基づき、運営委員会の承認を得なければならない。推薦書は、以下の内容を含むものとする。

- ・指導教員の推薦理由
- ・論文の概要
- ・指導教員の評価

(5)特別会員

ただし、次に掲げる制約を受けるものとする。

ア 執筆できる刊行物は第2条第1項第2号に規定する「研究叢書」を除く。

イ 執筆は、一回計年度において、いずれかの刊行物1回とする。

ウ 刊行物への執筆は、正会員1名の推薦を得、運営委員会の承認を得なければならない。

(6)正会員から推薦を受けた者

ただし、次に掲げる制約を受けるものとする。

ア 執筆できる刊行物は第2条第1項第2号に規定する「研究叢書」を除く。

イ 執筆は、一回計年度において、いずれかの刊行物1回とする。

ウ 掲載には、別に定める本人による申請書と正会員2名による推薦書の提出に基づき運営委員会の承認を得なければならない。推薦書は、2名の正会員の連名のもの1通で、以下の内容を含むものとする。

- ・第3条第1項第1号の趣旨に沿った研究成果であることの説明
- ・論文の概要
- ・推薦者の評価

エ 掲載に際しては、原稿掲載料(1万円)を納めなければならない。

(7)その他運営委員会が記念刊行物等の編纂にあたり、特に必要と認め、執筆を依頼した者(企画及び編集)

第5条 刊行物の規格及び編集は、運営委員がこれを行う。

(発行巻号数)

第6条 機関の発行巻号数は、原則として、次の各巻号に定めるとおりとする。

- (1)「商大論集」 毎年度3号
- (2)「人文論集」 毎年度1巻
- (3) 投稿数等の状況に応じて、「商大論集」を合併号として発行する、又は「商大論集」と「人文論集」を統合して発行することがある。

(刊行物の規格)

第7条 刊行物の規格は、次の表のとおりとする。

刊行物の名称	規 格	
商大論集	B5版	原則として1論文40,000文字を上限とする。
人文論集	B5版	原則として1論文40,000文字を上限とする。
研究年報	B5版	
研究資料	B5版	1論文を収録
WORKING PAPER	A4版	1論文を収録
DISCUSSION PAPER	A4版	1論文を収録

(経費の支弁)

第8条 刊行物の発行に要する経費は、学術研究会費等によって支弁する。

(執筆者に対する交付等)

第9条 執筆者に対する刊行物の無償交付の上限は次表に定めるとおりとする。

刊行物の名称	交付部数
研究資料、WORKING PAPER	50部

- 2 執筆者が前項の交付部数を超える部数を必要とするときは、当該論文にかかる第1回目の校正を終えるまえに編集委員長に所要の部数を通告し、自己の負担によって増刷を行うことができる。
- 3 商大論集、人文論集及び研究年報については、抜刷を電子ファイル形式で交付する。なお、印刷物での交付を希望するときは、予め所要の部数を編集委員長に通告し、自己の負担によって、交付を受けることができる。
- 4 「研究資料」及び「WORKING PAPER」について、カラーでの印刷を希望するときは、自己の負担によって交付を受けることができる。

(刊行物の配布)

第10条 会員は、機関誌の交付を受けることができる。

- 2 正会員は、不定期刊行物発行の都度編集委員長に申請してその交付を受けることができる。
- 3 「研究資料」及び「WORKING PAPER」の執筆者は、第9条第1項及び前2項の規定による交付を終えた後に、本会の保存用5部を控除してなお残余のあるときはその交付を受けることができる。

(運営委員会への委任)

第11条 会則及びこの規則に定める事項のほか、刊行物の発行に関して、必要な事項は、運営委員会がこれを定める。

(他の規則への委任)

第12条 「研究叢書」の発行については、別に規則を定める。

(研究叢書特別会計)

第13条 研究叢書の出版に関する歳入及び歳出を管理するため、研究叢書特別会計を設ける。

- 2 本会の収入の10分の2を毎年研究叢書特別会計に繰出すものとする。

(著作権の帰属)

第14条 機関誌のほか、第2条第1項第1号から第4号に掲げる刊行物に掲載された論文等の著作権のうち、電子公開にかかる複製権及び公衆送信権は本会に帰属する。

- 2 本会は、前項の論文等を執筆者自身が出典を明記して利用することを妨げない。

附 則

- 1 この規則は、昭和49年7月16日から施行する。

- 2 神戸商科大学学術研究会運営規定(昭和43年4月1日)及び研究所叢書発行要領(昭和46年10月1日)は廃止する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年5月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 11 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 17 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 16 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 23 年 7 月 20 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 16 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 26 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 2 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、令和 3 年 7 月 7 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2. 会計研究科、経営研究科については第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 22 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。